

11 納期等について

年税額は第1期（4月）、第2期（7月）、第3期（9月）、第4期（12月）の4回に分けて納めていただくことになります。ただし特別の事情があるときは納期が変更されることがあります。

又、免税点未満（課税標準額が150万円未満）のため課税されない場合は納税通知書等を送付いたしませんのであらかじめ御了承ください。